

川崎工科高等学校生活のルール

1 登校・始業・終業・下校

- (1) 生徒は予鈴までに登校する。
部活動で早朝練習を行う場合にも必ず予鈴までにHRに入室する。
- (2) 始業、終業
予鈴8：30
HR8：40
午前の授業8：50～12：40
昼休み12：40～13：25
午後の授業13：25～15：15
- (3) 下校
生徒は午後5：30までに下校しなければならない。理由があって5：30以降残る場合は前もって担任に連絡する。
- (4) オートバイ、電動キックボード、四輪自動車での通学は禁止する。
- (5) 自転車通学する場合は、保護者より「自転車通学届」を、担任を通して生活指導グループへ提出する。
- (6) 自転車は学年ごとの指定された自転車置き場に置く。

2 欠席・遅刻・早退・途中外出

- (1) 病気その他やむを得ない理由により欠席又は遅刻をする場合は、その都度、すみやかに担任あてに連絡する。
- (2) 病気その他やむを得ない理由により早退、途中外出する場合は、担任に届け出て、「退出許可証（早退・外出）」をもらう。

3 行動態度について

- (1) あいさつをする。
- (2) 土足の禁止。
- (3) 制服の正しい着用。
- (4) 授業の遅刻、中抜け、無断早退をしない。
- (5) 無断で外出しない。
- (6) 授業中、必要時以外は携帯電話の操作をしない。
- (7) 生徒間でのお金や物の貸し借り、売り買いは行わない。
- (8) 公共マナーを守る。

4 服装について

通学の際は、本校指定の制服を正しく着用する。

[1]. 制服について(11/1～4/30)

式典や施設見学等に関しては学校指定の制服（上着、スカート、スラックス）を着用する。

- (2) 防寒のため、コート・ジャンパー等を着用しても良いが、華美でないものとする。
(パーカーは不可) 防寒着を着用する場合は制服の上に着る。
- (3) 学校指定のリボン・ネクタイを着用する。（プレーザー着用の際）
- (5) 上着の下には、必ず白色のYシャツを着用する。
- (6) 白色Yシャツの上にセーター、カーディガン、ベストを着用する場合は、紺・黒・グレーの無地のものとする。（トレーナーは不可）
- (7) タイツ、ストッキングは黒・紺・ベージュで無地のものとする。（スカート時）

[2]略装について（5月1日～10月31日）

- (1) 学校指定の制服（上着、スカート、スラックス）を上下着用または学校指定の制服のスラックス、白色Yシャツ・白色ポロシャツと着用する。白色Yシャツ・白色ポロシャツの上に学校指定の制服または中間着（セーター・カーディガン・ベスト）を着用しても良い。ポロシャツについては無地のものとする。

[3]. その他

- (1) 外履は革靴または運動靴。
- (2) 髪はパーマ・ライン・染色・脱色・エクステンション・ウィッグ等禁止。
- (3) アクセサリー類（ピアス、指輪、ネックレス、等）は身につけない。
- (4) その他、ふさわしくないと判断されるものは不可。

5部活動

- (1) 活動時間は部顧問の承諾の上、19時までとし、活動終了後はすみやかに下校する。
- (2) 定期試験前1週間と定期試験期間中の部活動は原則として認めない。ただし、特に顧問が必要と判断した場合は活動を認めるが、その場合の時間は試験前、試験期間中ともに17時までとする。

6試験

- (1) 机の中は空にする。
- (2) 机の横のフックにはモノを吊り下げない。
- (3) 筆記用具以外のはカバンに入れ、イスの下・教室の前後に置き、通路を確保する。
- (4) 机の上には筆記用具及び認められたもの以外は置かない。筆箱を出したままにしない。
- (5) 携帯電話等の電源を切り、カバンに入れておく。
- (6) ヘッドホン・イヤホン等は身につけず、カバンに入れる。
- (7) 机に書き込みがないことを事前確認する。机に書き込みをしない。
- (8) 「はじめ」の合図があるまで筆記用具を持たない。「止め」の合図で筆記用具を置く。
- (9) 筆記用具等の貸し借りは試験中にはしてはならない。
- (10) うちわ及び扇子等は試験中に使用してはならない。
- (11) 試験中は、原則として退出できない。

7施設、設備、備品とその利用

- (1) 施設、設備、備品を利用する時は、担任及び管理責任者の許可を得る。
- (2) 施設、設備、備品はていねいに取り扱い、破損や汚損をした時は、担任または管理責任者に届け出て指導を受ける。破損・汚損時の状況によっては、自己負担もありうる。
- (3) ①特に消火施設・設備には非常時以外絶対に触れない。
②下駄箱の使用は、1人一か所とし、施錠は各自の責任において行う。
- (4) 部室使用の際は部室使用心得に従う。

8校内美化

- (1) 清掃は毎日当番が行い、清掃後は監督の先生に清掃終了の確認を得る。
- (2) ゴミは分別して指定の場所に捨てに行く。
- (3) 各学期末に大掃除を行う。
- (4) 土足で校舎内に上がらない。
上履きは指定靴を、体育館では専用靴を使用する。

9貴重品の保管

- (1) クラス全員の生徒が教室を離れる時は必ず教室にカギをかける。
- (2) 部の練習中は各自の責任において保管する。

10飲食

- (1) 昼食は弁当を持参するか校内食堂を利用する。
- (2) 食堂で販売しているものは食堂から持ち出さない。また、容器は利用後、すみやかに指定の場所に返却する。
- (3) 授業中に自動販売機・食堂等の利用は出来ない。

11アルバイト

アルバイトは、原則として禁止する。止むを得ずアルバイトをする場合は保護者の許可を得た上で、担任の指導を受けてアルバイト届を提出する。

12旅行

休業中、旅行をする場合は、保護者の許可を得た上で、担任に届け出る。